

平塚市屋外広告物条例第8条第4項第1号及び第2号に係る「東海道新幹線及び小田原厚木道路の両外側500m以内の地域」及び規則第6条第10項第2号に係る「市長が指定する道路」

凡例

	東海道新幹線及び小田原厚木道路の両外側500m以内の地域
	市長が指定する道路（道路の路端から5m以内）
注）平塚市屋外広告物条例第5条第1項第12号以外の禁止地域が重複している場合、引続き禁止地域が適用され設置禁止となります。	



